

<p>国鉄改革完遂！ 当たり前の労働運動 を前進させよう！</p> <p>J R 東海労に 結集しよう！</p>	<p>J R 東海労</p>	<p>静岡</p>	<p>J R 東海労働組合静岡地方本部 静岡市葵区黒金町 68 NTT 054-284-3608 FAX 054-284-6365 発行責任者 半場 弘恭 2020年3月19日 No. 12</p>
---	-----------------------------	------------------	--

規程の訂正時間を超勤に！！

労基署へ相談に出向く！！

規程の訂正を労働時間内で行えないため、規程の訂正に要した時間を超勤申請しましたが、会社は超勤と認めなかったため苦情申告していました。苦情を解決するために開催された静岡支社との苦情処理会議において、3時間に及ぶ議論を行いました。双方の主張が全くかみ合わず対立を確認するに至りました。

地本は17日、静岡市の労働基準監督署に出向き、規程の訂正における職場の実態として「頻繁に掲示によって規定の訂正の指示があり、確認の押印をして、始業前や終了点呼後に自己の時間で期日までに訂正を行い、訂正したことを指導助役が確認をしている。訂正に2～30分を要する場合もある。行路中の労働時間内での訂正は無理である。」事と、会社の見解である「所定の労働時間の範囲で十分対応が可能である。」との差異を説明しました。

監督官を含めた三名に好意的に対応して頂き、「サービス労働の疑いはあるが、本日は相談を受けるに留める。場合によっては調査に入ることもあり得る。」との返答を得ました。

J R 東海労は、規程の訂正時間に限らず今後も会社の理不尽な指示や施策に対して、是正の声を挙げていきます。

サービス労働を許さない！！

当たり前の権利を主張しよう！！